

ラーケーション～体験活動推進日～ 実施要項

茨城県立下妻第二高等学校

1 「体験活動推進日」とは

生徒が校外（家庭や地域）における体験活動を企画し、平日に保護者等と活動できる機会を確保することを目的とした制度です。この制度を通して、自己の在り方生き方を考えたり、探究的な学習活動をしたりして、これからの社会で必須な資質能力である問題解決能力などを身につけることがねらいです。

2 内容

年5日以内に限り取得できます。取得した日は欠席扱いになりません。なお、残日数を翌年度に繰り越すことはできません。

3 申請方法

※申請書の提出とフォームへの入力により申請してください。（下記のQRコードを使用してください）

- ①本校所定の申請書により、必要事項を記入し、原則取得の1週間前までに担任に提出してください。
その際、保護者氏名欄は保護者の方の自署をお願いします。
- ②生徒は自身の学校アカウントでGoogle Formsに必要な事項を入力して送信してください。
（ラーケーション取得日数を正確に記録するために実施します）

4 取得できない日

- ・4月始業式より4月25日までの約3週間
- ・定期考査期間及び定期考査前後1週間
- ・模擬試験日
- ・学校行事、当該学年の学年行事
- ・1～3月の全期間
- ・その他、学校が登校すべきと判断した日

5 注意事項

- ・申請の内容（活動場所・内容）によっては、許可できない場合もあります。
- ・ラーケーションを取得した日の学びについては、家庭学習等で補います。
- ・事件事故に巻き込まれたり、怪我等することのないよう、十分に注意して行動してください。
- ・怪我等があった場合、学校管理下の活動ではないため、「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度の対象外となりますので、ご了承ください。
- ・体験したことについて、保護者や友人と話し合うなど、活動の振り返りを行ってください。

6 その他

- ・指導要録及び調査書における取り扱いについては、「出席停止・忌引等」となります。
- ・茨城県教育委員会のページを参照してください。

申請用紙ダウンロードQRコード



入力フォームQRコード



茨城県教育委員会のページ

<https://kyoiku.pref.ibaraki.jp/learcation/>